

「物質文化研究会」 会則

- 1 本会は「物質文化研究会」と称する。
- 2 本会は物質文化の研究を目的とする。
- 3 この目的をとげるために、機関誌『物質文化』と連絡誌『貝塚』を各年1冊刊行する。
必要に応じて臨時増刊号を刊行し、研究会等を行う。
- 4 物質文化研究会の年度は、6月1日始まり5月31日までとする。
- 5 本会の趣旨に賛同し、会費を納入したものを正会員とする。会費は1年6,000円とし、
運営は運営委員会委員によって行う。
- 6 会員には、正会員のほかに学生会員、シニア会員があり、それらの種別での会への参加を希望する者は、物質文化研究会事務局に申し出る必要がある。
- 7 学生会員、シニア会員の種別、要件および会費については次のとおりとする。
 - (1) 学生会員とは、大学の学生及び大学院生であり、会費は3,000円とする。
 - (2) シニア会員とは、65歳以上であり、申請時点で常勤職に就いておらず、かつ、シニア会員申請の前年度までに正会員として5年以上の年会費を納入していることを条件とし、会費は4,000円とする。
 - (3) 学生会員は、機関誌への論考投稿については正会員と同等の扱いとするが、担当教員等による指導を経たこと示すもの（指導教員等の推薦書等）を投稿原稿に添付することを必要とする。
 - (4) シニア会員は、機関誌への論考投稿については正会員と同等の扱いとする。
- 8 会員は機関誌・連絡誌の配布を受け、この会の事業に参加することができる。
- 9 本会の事務局および所在地は下記におく

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町18

南山大学第1研究棟201号室「物質文化研究会」

電話：052-832-3111（内線3131）FAX：052-832-3273

E-mail：mate-cul@nanzan-u.ac.jp

- 10 本会は以下の役員によって運営される。役員の任期は2年で再任を妨げない。
 - <運営委員> 黒澤浩（代表）、渡部森哉、宮脇千絵、上峯篤史、石川岳彦、中尾央
 - <編集委員> 黒澤浩（代表）、渡部森哉、宮脇千絵、上峯篤史、石川岳彦、中尾央、門脇誠二、大西秀之、角南聡一郎、石村智
 - <事務局> 竹内愛
 - <会計監査> 梶原義実

附則 本会則は2023年6月1日より適用される。

